

報道関係者 各位

令和7年5月1日（木）

【照会先】

神奈川労働局雇用環境・均等部指導課

課長 阿部 幸伸

課長補佐 荒井 麻希

（電話） 045(211)7380

令和7年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンを全国で実施しています

厚生労働省及び都道府県労働局では、全国の大学生、専門学校生や高校生などの学生を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、学生が自らの労働条件を確認することや雇用する学生の労働条件を雇い主自らが確認することなどの契機としてもらうためのキャンペーンを実施します。

本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年度で11回目となります。

神奈川労働局においても、キャンペーン期間中、以下のとおりアルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布や大学等へ出張相談などを実施します。

【キャンペーンの概要】

1 実施期間

令和7年4月1日から7月31日まで

2 重点的に呼びかける事項（アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイント）

- (1) 労働条件の明示
- (2) シフト制労働者の適切な雇用管理
- (3) 労働時間の適正な把握
- (4) 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (5) 労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

3 主な取組内容

- (1) 県内の大学等へ出張相談の実施
- (2) 県内の大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発
- (3) 神奈川労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

別添1 学生のみなさんへ 「おかしい」と思ったら まず相談！

別添2 事業主のみなさんへ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

学生のみなさんへ

「おかしい
と思うたら
まず相談！」

面接で聞いた
時給と違う！

代わりにバイトする
人を見つけないと
やめられない

忙しいと
休憩時間が
もらえない！

勝手に
シフトが
変わってる！

商品の買取を
強要される！

片付けの時間の
バイト代が
もらえない！

ひとりで悩まないで気軽にご相談ください！

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ
総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ホットライン
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

相談無料 / Toll-free number

0120-811-610

For concerns&questions about working conditions
Labour Standards Advice Hotline
Mon to Fri 17:00-22:00/Sat,Sun,National Holidays 9:00-21:00

日本語



Multilingual



©労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

知っておきたい7つのポイント

- ☐ アルバイトを始める前に労働条件を確認しましょう。
- ☐ バイト代は、毎月決められた日に、全額払いが原則です。
※希望していない商品の購入に応じる必要はなく、その代金の一方的な賃金控除は禁止されています。
- ☐ アルバイトでも、残業すれば残業手当がでます。
※事業主は労働時間を適正に把握する必要があります。
- ☐ アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます。
- ☐ アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます。
- ☐ アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。
- ☐ 困った時は、各地の総合労働相談コーナーへ



アプリで学ぼう
労働条件(RJ)パトロール！



確かめようアルバイトの労働条件
| 厚生労働省



動画版「これってあり？
～まんが知って役立つ労働法Q&A～」
| 厚生労働省



【闇バイト】
◀ 怪しい求人には
応募しないで！

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャンペーン実施中

令和7年4月1日～7月31日

事業主のみなさんへ アルバイトの 労働条件を確かめよう！



☒ チェックしてみましょう



- ☒ アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？
※労働者が希望した場合は、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- ☒ 勤務シフトは適切に設定されていますか？
(学生の場合は、学業と両立できるように配慮していますか？)
- ☒ アルバイトについても労働時間を適正に把握をしていますか？
※条件を満たしたアルバイトに有給休暇を付与していますか？
- ☒ アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- ☒ アルバイトの遅刻や欠勤に対してあらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

1 アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。

■ 会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。
特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。

- ①労働契約の期間について
 - ②更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準などについて ※契約期間が有の場合
 - ③仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲について
 - ④仕事の始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーションなどについて
 - ⑤バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日について ※バイト代などの賃金も都道府県ごとに「最低賃金」を下回することはできません。高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
 - ⑥退職時・解雇時のきまりについて
 - ⑦無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件について
※有期労働契約が5年を超えて反復更新されたアルバイトの場合
- ※労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設置しましょう

- 学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
- 採用時に合意したシフトの変更などについては、使用者が一方的に変更を命じることはできません。

3 アルバイトの労働時間も適切に把握することが必要です。

- アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に記録する必要があります。
- 業務に必要な準備や片付けの時間、研修・教育訓練を受講した時間も労働時間となります。
- アルバイトでも労働時間は1分単位で管理の上で残業代の支払いが必要です。

4 商品を強制的に購入させることはできません。 また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

- アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させる売買契約は公序良俗に反して無効となり、また不法行為として損害賠償責任が認められる可能性があります。

5 遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

- バイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ
総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとラインへ！
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

0120-811-610

相談
無料



アルバイトを雇う際に
知っておきたいポイント

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャンペーン実施中

令和7年4月1日～7月31日